

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

1. 感染状況が落ち着いている平時においても、生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行う。
2. 地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討する。
3. 学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、生徒の学びを保障していく。

第2章 平時から求められる感染症対策について

1. 健康観察を通じて、生徒の健康状態の異変やその兆候等を把握します。
2. 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校しないことの周知・呼びかけを行います。
3. 換気については、気候上可能な限り常時換気に努める。常時換気が困難な場合は、こまめに(30分に 1回以上数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。
4. 手指衛生については、登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、昼食の前後などこまめに手を洗うことが重要です。
5. 手指用の消毒液は、補助的に用いられるものなので、基本的には、流水と石けんでの手洗いを指導します。
6. 他者に飛沫が飛ばないよう生徒に対し適切に咳エチケットを行うよう指導します。また、会食等においても飛沫を飛ばさないように注意するよう指導します。
7. マスクの取り扱いについては、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されます。
8. 学校環境については、平時の清掃時に清潔な空間を保つよう指導します。
9. 身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスのとれた食事」を心がけるよう指導します。

2023.5.8 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」

文部科学省より抜粋